食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業のうち フードバンク活動団体の食品受入能力向上支援事業実施要領

> 制定 令和4年12月6日4新食第1977号 農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)通知

第1 趣旨

食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業のうちフードバンク活動団体の食品受入能力向上支援事業(以下「本事業」という。)の実施については、食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業のうちフードバンク活動団体の食品受入能力向上支援事業補助金交付等要綱(令和4年12月6日付け4新食第1978号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、本要領の定めるところによるものとする。

第2 補助事業者等

1 補助事業者

補助事業者は、次に掲げる民間団体等から、公募により選定された者とする。なお、補助事業者は、別表の区分の1を実施する者(以下「間接補助事業者」という。)となることはできない。

・ 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、食品関連事業者 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116 号)第2条第4項に規定する食品関連事業者をいう。)の組織する団体、 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、第三セクタ ー、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、公社

2 間接補助事業者

間接補助事業者は、以下の要件を満たすフードバンク又はこども食堂・こども宅食から、補助事業者が行う公募により選定された者とする。

(1) フードバンク

ア 令和3年11月1日以前より、「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」(農林水産省公表資料)に基づく食品の取扱い 又はこれに準じた食品の取扱いを行っていること。

イ こども食堂等への食品の提供の拡大を図るための計画を有すること。

(2) こども食堂・こども宅食

ア 令和3年11月1日以前よりこども食堂・こども宅食の活動を行っていること。

イ 食事の提供の拡大を図るための計画を有すること。

第3 事業の内容等

1 食品受入能力向上(別表の区分の1)

間接補助事業者が、未利用食品の受入れ・提供を拡大するための取組を行うものとする。

2 食品受入能力向上の運営・管理(別表の区分の2)

間接補助事業者を選定するための事業の周知、公募を実施するとともに、 間接補助事業者の審査・選定、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う。具 体的には、以下(1)~(4)のとおり。

(1) 事業の周知、公募、審査・選定

補助事業者は、事業について広く周知し、間接補助事業者の公募を行い、申請された課題提案書等について、その内容が適切であるか等について審査の上、間接補助事業者を選定するものとする。公募の方法、公募の時期、公募の回数(4回程度)等については、公募要領を作成し、農林水産省と協議の上実施するものとする。

審査結果については、別記様式第1号により大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)(以下「総括審議官」という。)の承認を受けるものとする。

(2) 交付決定

補助事業者は、間接補助事業者に事業実施計画及び交付申請書を作成・提出させ、その内容が課題提案書等の内容と整合していることを確認の上、交付決定を行うものとする。

交付決定後、補助金の交付状況について、別記様式第2号により総括 審議官に報告するものとする。

(3) 実施結果報告、完了検査、額の確定

補助事業者は、間接補助事業者による事業完了後、間接補助事業者に 実施結果報告書を作成・提出させるとともに、完了検査を行い、補助金の 額を確定し、確定額に基づき補助金の交付を行うものとする。

(4) 事業の進捗管理、助言等

補助事業者は、間接補助事業者に対し、必要な報告をさせるとともに、事業の進捗状況を管理し、必要に応じて助言や指導を行うものとする。

進捗状況の管理に当たっては、公募回ごとに各間接補助事業者の完了 検査、額の確定、補助金の交付等のスケジュール・状況を整理した一覧表 等を作成して行うこととし、当該一覧表等については、適時、農林水産省 に共有することとする。

第4 補助対象経費等

- 1 本事業の補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な別表に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。なお、その経理に当たっては、他の事業等の会計と区別して整理を行うこととする。
- 2 次の経費は、本事業の補助の対象としない。
- (1) 本事業の業務(資料の整理・収集、調査の補助等)を実施するために 雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に 応じて支払う経費以外の経費
- (2) 国の他の助成事業や支援を受け、又は受ける予定となっている経費
- (3) 当該補助金に係る消費税仕入控除税額

第5 事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

補助事業者は、別記様式第3号により事業実施計画を作成し、要綱第6 第1項の交付申請書に添付するものとする。また、事業実施計画の変更(要 綱第13の軽微な変更を除く。)又は中止若しくは廃止の承認申請に当たり、 要綱第12の変更等承認申請書を提出する場合も同様とする。

2 実施規程の作成等

補助事業者は、本事業の実施に当たり、補助金の交付手続等について次に掲げる事項を記載した、食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業のうちフードバンク活動団体の食品受入能力向上支援事業実施規程(以下「実施規程」という。)を作成し、別記様式第4号により総括審議官に提出し、その承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

- (1) 交付対象要件の定義並びに補助対象経費及び補助金の額
- (2) 交付申請及び実績報告
- (3) 採択基準及び交付の決定並びに補助金の額の確定等
- (4)申請の取下げ
- (5) 事業実施計画の(変更) 承認等
- (6) 補助金の支払い
- (7) 交付決定の取消し等
- (8) 補助金の経理及び補助事業者による調査
- (9) 個人情報保護等に係る対応
- (10) その他必要な事項
- 3 事業の着手

補助事業者による事業の実施については、要綱第8第1項の交付決定の

通知後に着手するものとする。

4 事業実施状況の報告

総括審議官は、必要に応じ、事業実施年度の途中において、補助事業者に 事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

5 事業実施結果の報告

補助事業者は、事業終了後速やかに、事業実施結果に係る報告書を別記様式第3号の事業実施計画に準じて作成し、要綱第17の実績報告書に添付するものとする。

6 指導

- (1)総括審議官は、4の事業実施状況の報告及び5の事業実施結果に係る報告書について、その内容を確認し、事業の成果目標に対して達成が困難と認める場合等には、補助事業者に対し必要な指導等を行うものとする。
- (2)総括審議官は、(1)のほか、補助事業者に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導等を行うことができるものとする。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、予算成立の日から令和5年3月31日までとする。

第7 成果目標

本事業によりフードバンク及びこども食堂・こども宅食において、未利用 食品の受入れ・提供体制を整備することにより、食品の受入れ・提供の取組を 拡大することを成果目標とする。

第8 収益納付

1 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して5年が経過する日までに事業実施によって、補助事業者又は間接補助事業者に相当の収益が生じたときは、要綱第22の規定に基づき、別記様式第5号により年間の収益の状況を、当該報告に係る年度の翌年度の6月末までに総括審議官に報告しなければならない。

なお、総括審議官は、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。

- 2 総括審議官は、補助事業者が相当の収益を得たと認めた場合には、その 収益の全部又は一部の金額について、補助事業者に納付を命じることがで きるものとする。
- 3 納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費 として確定した補助金の額を限度とし、総括審議官は、特に必要と認める

場合には、収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。

第9 採択基準

本事業の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確 実に遂行するため適切なものであること。
- 2 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な 効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- 3 補助事業者が、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有して いること。
- 4 事業費のうち補助事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- 5 同一の提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の省庁の補助金の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。

第10 守秘義務

1 補助事業者は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、 当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報 の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的 又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むが これらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ず るものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 1の規定は本事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)においても有効とする。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者にも1及び2の規定を遵守さなければな らない。

附則

この要領は、令和4年12月6日から施行する。

区分	補助対象経費	補助率
1 食品受入能力向上 (フードバンク及びこども 食堂・こども宅食における未利用食品の受入れ・ 提供の拡大)	 (ア) 食品の運搬用車両・一時保管用倉庫・入出庫管理機器の賃借料 ①運搬用車両の賃借料(燃料代を除く。) ②一時保管用倉庫(常温倉庫、保冷倉庫、業務用冷凍冷蔵庫等)の賃借料 ③入出庫管理機器(ハンドリフト、ハンディスキャナ、ラベルプリンタ等)の賃借料(インク等の消耗品を除く。) (イ) 食品の輸配送費 ①輸配送業者に依頼して輸配送する場合の経費 ②間接補助事業者自ら輸配送する場合の経費(消耗品費及び燃料代) (本期対象経費の考え方以下の(a)又は(b)に該当するものを対象とする。 (a)食品関連事業者等から間接補助事業者に輸配送するために必要な経費であって、間接補助事業者が負担するもの (b)間接補助事業者が負担するもの (c) 食品の受入れ・提供のための調整等に係る人件費 (エ)食品の受入れ・提供の拡大に伴い発生する事故に対する保険(食中毒事故に対する保障を含むものに限る。)に係る保険料 	定額 (1団体当たりの補助上限額: 15,000 千円)

2 食品受入能力向上の運営・ 管理	人件費、	賃金、	謝金、	旅費、	会場借料、	資料作成費、	通信運搬費、	消耗品費、	委託費	定額
(事業の周知、公募、間接補助事業者の審査・選定、補助金の交付、事業の進捗管										
理等)										

[※] 人件費を計上する場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」 (平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理 課長通知) に基づき、算定するものとする。

別記様式第1号(第3の2の(1)関係)

番 号 年 月 日

大臣官房総括審議官(新事業・食品産業) 殿

所 在 地団 体 名代表者氏名

令和〇年度 食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業のうちフードバンク活動団体の食品受入能力向上支援事業課題提案書等の審査結果の承認について

食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業のうちフードバンク活動団体の食品受入能力向上支援事業実施要領第3の2の(1)の規定に基づき、別添のとおり課題提案書等の審査結果の承認を申請する。

(注) 関係書類として、別添を添付すること。

フードバンク活動団体の食品受入能力向上の審査結果

			審査後の申請額(円))	
間接補助事業者名	(ア) 食品の運搬用 車両・一時保管 用倉庫・入出庫 管理機器の賃借 料	(イ) 食品の輸 配送費	(ウ) 食品の受入 れ・提供のた めの調整等に 係る経費	(エ) 食品の受入れ・提供の拡 大に伴い発生する事故に対 する保険(食中毒事故に対 する保障を含むものに限 る。)に係る保険料	合計

注:申請された課題提案書等の写しを添付すること。

別記様式第2号(第3の2の(2)関係)

番 号 年 月 日

大臣官房総括審議官(新事業・食品産業) 殿

所在地団体名代表者氏名

令和〇年度 食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業のうちフードバンク活動団体の食品受入能力向上支援事業交付状況の報告について

食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業のうちフードバンク活動団体の食品受入能力向上 支援事業実施要領第3の2の(2)の規定に基づき、別添のとおり交付状況を報告する。

(注) 関係書類として、別添を添付すること。

フードバンク活動団体の食品受入能力向上の交付状況

			交付決定額(円)		
間接補助事業者名	(ア) 食品の運搬用 車両・一時保管 用倉庫・入出庫 管理機器の賃借 料	(イ) 食品の輸 配送費	(ウ) 食品の受入 れ・提供のた めの調整等に 係る経費	(エ)食品の受入れ・提供の拡 大に伴い発生する事故に対 する保険(食中毒事故に対 する保障を含むものに限 る。)に係る保険料	合計

注:補助事業者から間接補助事業者に通知した交付決定通知書の写しを添付すること。

別記様式第3号(第5の1関係)

食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業のうち フードバンク活動団体の食品受入能力向上支援事業実施計画

事業担当者名及び連絡先	団体名	団体名						
	氏名(ふりがな)	氏名(ふりがな)						
	所属(部署名等)							
	役職	役職						
	所在地	所在地						
	電話番号		FAX					
	E-mail							
経	氏名(ふりがな)							
理担	所属(部署名等)							
当 者 名	役職							
名及び連絡先	電話番号		FAX					
	E-mail							

1	事業の目的
1	
	(事業の背景となる市場ニーズ、環境分析等を踏まえ、事業の目的を記載してください。)
2	事業内容・実施方法
2	
2	事業内容・実施方法 (取組内容や、事業の実施方法を具体的に記載してください。)
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	
2	

3	実施体制
	(事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合
	には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。)
	には、この行が、例文人の予切だれたが、これでも出事してくだとい。)
4	事業実施スケジュール
1	事未失施/// · / · / · / · / · / · / · / · / · /
	(事業のうなぎ、 リアのハイ、目体的が中容がハムフトミル(記4) マノゼキハ)
	(事業のスケジュールについて、具体的な内容が分かるように記載してください。)

5	得られる成果 (事業の取組により得られる成果(直接的な成果・間接的な効果)について記載してください。)
6	事業成果・効果の検証方法

- (注) 1 関係書類として、「別添1 総括表」及び「別添2 経費内訳書」を添付すること。
 - 2 変更の場合には、本様式中「1 事業の目的」とあるのは、「1 変更の理由」(中止の場合は「1 中止の理由」、廃止の場合は「1 廃止の理由」)と置き換え、補助金の交付決定により通知された際の事業内容等と変更後(中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業内容等とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に記載すること。
 - 3 事業実施結果に係る報告書として本様式を使用する場合には、実績を記載すること。
 - 4 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載すること により当該資料の添付を省略することができる。

別添1 総括表

	補助事業に要	負担	区分		
区分	#助事業に安 する経費 (A) + (B)	国庫補助 金 (A)	補助事業 者 (B)	事業の委託	備考
	円	円 円	円 円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及当までである事業に要する経費	
合 計					

(注) 変更の場合には、補助金の交付決定により通知された際の事業内容等と変更後 (中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業内容等とを容易に比較対照で きるように変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に 記載すること。

別添2 経費内訳書

		負担区分			
区分	補助事業に要する 経費	国庫補助金	補助事業者	経費の根拠	
	(A) + (B)	(A)	(B)		
		円	円		
⇒ I.					
計					

(注) 変更の場合には、補助金の交付決定により通知された際の事業内容等と変更後 (中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後)の事業内容等とを容易に比較対照で きるように変更部分を二段書きとし、変更前(中止又は廃止前)を括弧書で上段に 記載すること。

別記様式第4号(第5の2関係)

番 号 年 月 日

大臣官房総括審議官(新事業・食品産業) 殿

所 在 地団 体 名代表者氏名

令和〇年度 食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業のうちフードバンク活動団体の食品受入能力向上支援事業実施規程の承認(変更の承認)について

食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業のうちフードバンク活動団体の食品受入能力向上 支援事業実施要領第5の2の規定に基づき、別添のとおり実施規程の承認(変更の承認)を申請す る。

(注) 関係書類として実施規程を添付すること。

別記様式第5号(第8関係)

番 号 年 月 日

大臣官房総括審議官(新事業・食品産業) 殿

所 在 地団 体 名代表者氏名

令和〇年度 食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業のうちフードバンク活動団体の食品受入能力向上支援事業収益状況の報告について

食品ロス削減及びフードバンク支援緊急対策事業のうちフードバンク活動団体の食品受入能力向上 支援事業実施要領第8の規定に基づき、下記のとおり年間の収益の状況を報告する。

1	事業の内容	
2	補助事業の実施により得られた収益の累計額	円
3	上に要する費用の総額	円
4	補助金の確定額 令和○年○月○日付け○第○号により確定	円
5	前年度までの収益納付額	円
6	本年度収益納付額	円
((積算根拠)	

- (注) 1 収益計算書等を添付すること。
 - 2 添付資料が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。